

岩手県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和元年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 九戸郡九戸村大字戸田第11地割字向平200の16から200の18まで、200の29
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため